

○大阪市立大学杉本地区理系学部附属施設における機器等に関する諸料金規程

平成31年4月1日

規程第492号

最近改正 令和2年11月30日規程第272号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学理学部・工学部・生活科学部附属の各施設及び研究室
(以下「附属施設等」という。)が所有する機器等の利用について必要な事項を定める
ものとする。

(附属施設等)

第2条 この規程において、附属施設等とは、別表第1の1及び別表第1の2に定めると
おりとする。

(登録機器等)

第3条 附属施設等において利用に供する機器等は、別表第1の1及び別表第1の2に定
めるとおりとする。

(料金)

第4条 附属施設等における利用及び利用に供する機器等の料金(以下「利用料金」とい
う。)は別表第2から第10までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学部長が特に必要と認めるときは、利用料金の額の全
部又は一部を免除することができる。

(施行の細目)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、当該学部長がそれぞれ別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日規程第207号)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和2年11月30日規程第272号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別表第1の1 (第2条、第3条関係)

理学部画像技術室	スキャナーシステム一式 (反射型透過型兼用)	エプソンGT-970及びワークステーションHP Z400 (画像処理ソフト込)
	ビデオ撮影装置一式	パナソニックAG-AC90、他三脚、マイク、ライト等一式
	画像処理・ビデオ編集装置一式	ワークステーションHP Z600、ワークステーション (アプライド社製) Adobe Creative Cloud (画像処理ソフト)
	写真撮影装置一式	ニコンD7100、三脚、ストロボ、交換レンズ等一式
	大型プリンター	エプソンPX-H9000、エプソンPX-F10000 ワークステーションHP Z400、Windows PC HP (8.1)

別表第3 (第4条関係)

理学部画像技術室

機器等名	利用料金	
	依頼利用料金	本人利用料金
スキャナーシステム一式	4,500円/利用時間	1,500円/利用時間
ビデオ撮影装置一式	5,000円/利用時間	
画像処理・ビデオ編集装置一式	3,000円/利用時間	
写真撮影装置一式	4,000円/利用時間	

別表第4（第4条関係）

理学部画像技術室 大型プリンター料金

用紙種類（サイズ）	大型プリンター利用料金	
	依頼利用料金	本人利用料金
普通紙ロール紙、A0	1,100円／枚	810円／枚
普通紙ロール紙、B0	1,170円／枚	870円／枚
マットロール紙、A0	1,500円／枚	1,200円／枚
マットロール紙、B0	1,760円／枚	1,460円／枚
フォトペーパー、A0	2,070円／枚	1,770円／枚
フォトペーパー、B0	2,540円／枚	2,230円／枚
光沢フィルム、A0	4,100円／枚	3,790円／枚
光沢フィルム、B0	5,590円／枚	5,290円／枚
クロス紙（布）、A0	3,800円／枚	3,490円／枚
クロス紙（布）、B0	5,430円／枚	5,130円／枚
合成紙2（ユポ）、A0	1,720円／枚	1,420円／枚

備考

- ・ A0、B0以下の金額は、面積比で算出する。例えばA1サイズは、A0サイズの半額とする。
- ・ A0、B0以上の長尺ロールの場合は、オーバーした長さを比例計算で加算する。
- ・ 用紙の長さの基準は、A0：1.29m、B0：1.58mとする。